

(令和6年4月1日現在)

法令上必要な教員数

学部【学士課程】

学部	学科	収容 定員	法令上必要な教員数				基幹教員数						備考
			基幹教員数				【別表第1】				【別表第2】		
				(うち 教授)	(うち 講師 以上)	(うち専ら当 該大学の教 育研究に従 事する教員 数)		(うち 教授)	(うち 講師 以上)	(うち専ら当 該大学の教 育研究に従 事する教員 数)(A)+(B)	別表第1 超過分	(うち 教授)	
人文社会科学部	人文社会科学科	1,200	17	9		13	74	43		74	57	34	
地域教育文化学部	地域教育文化学科	700	11	6		9	72	34		67	56	28	
理学部	理学科	840	18	9		14	72	39		72	54	30	
医学部	医学科	638	140	30	60	105	226	32	95	226	86	2	令和6年度入学定員変更 (8)
	看護学科	250	12	6		9	25	8		25	13	2	
工学部	高分子・有機材料工学科	560	10	5		8	28	16		28	18	11	
	化学・バイオ工学科	560	10	5		8	30	14		30	20	9	
	情報・エレクトロニクス学科	600	11	6		9	37	15		37	26	9	
	機械システム工学科	560	10	5		8	32	14		32	22	9	
	建築・デザイン学科	120	7	4		6	8	4		8	1	0	
	システム創成工学科	200	8	4		6	11	7		11	3	3	
農学部	食料生命環境学科	660	16	8		12	59	22		59	43	14	
大学全体の収容定員に応じた教員数 【別表第二】			60	31		46	—	—		—	313	149	
合 計		6,888	330	128		253	679	248		669			

※算出根拠:「大学設置基準」(昭和31年10月22日文部省令第28号)の別表第一、別表第二等

※収容定員は完成年度のもの

(令和6年4月1日現在)

法令上必要な教員数

②大学院研究科【修士課程・博士前期課程】

研究科	専攻	収容 定員	法令上必要な 研究指導教員数		法令上 必要な 研究指導 補助 教員数 (B)	法令上 必要な 教員数 (A+B)	研究指導教員数		研究指導 補助 教員数 (D)	教員数 (C+D)	備考
			(A)	(うち 教授)			(C)	(うち 教授)			
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	48	5	4	5	10	73	55	25	98	
医学系研究科	看護学専攻	20	6	4	6	12	15	8	10	25	令和5年度入学定員変更 (△6)
	先進的医科学専攻	12	6	4	6	12	12	6	9	21	
理工学研究科	理学専攻	106	8	6	0	8	68	38	4	72	
	化学・バイオ工学専攻	134	10	7	0	10	35	16	0	35	
	情報・エレクトロニクス専攻	124	9	6	0	9	39	17	0	39	
	機械システム工学専攻	126	9	6	0	9	34	16	1	35	
	建築・デザイン・マネジメント 専攻	24	4	3	3	7	11	5	0	11	
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	196	14	10	0	14	30	19	1	31	
農学研究科	農学専攻	76	6	4	0	6	59	22	0	59	令和5年度入学定員変更 (6)
合 計		866	77	54	20	97	376	202	50	426	

※算出根拠:「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年9月14日文部省告示第175号)等

※収容定員は完成年度のもの

(令和6年4月1日現在)

法令上必要な教員数

③大学院研究科【博士課程・博士後期課程】

研究科	専攻	収容 定員	法令上必要な 研究指導教員数		法令上 必要な 研究指 導補助 教員数 (B)	法令上 必要な 教員数 (A+B)	研究指導教員数		研究指 導補助 教員数 (D)	教員数 (C+D)	備考
			(A)	(うち 教授)			(C)	(うち 教授)			
医学系研究科	医学専攻	104	30	20	30	60	59	26	57	116	
	看護学専攻	9	6	4	6	12	15	8	10	25	
	先進的医科学専攻	12	6	4	6	12	12	6	9	21	
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	15	4	3	3	7	50	36	10	60	
	先進工学専攻	48	6	4	1	7	73	47	26	99	令和5年度設置
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	30	4	3	3	7	25	19	5	30	
合 計		218	56	38	49	105	234	142	117	351	

※算出根拠:「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年9月14日文部省告示第175号)等

※収容定員は完成年度のもの

(令和6年4月1日現在)

法令上必要な教員数

④大学院研究科【専門職学位課程】

研究科	専攻	収容 定員	法令上必要な専任教員数					専任教員数					備考
				(うち 教授 数) ※以上	(うち 実務家 教員 数) ※以上	(うち みなし 専任教 員数) ※以下	(うち 学士課 程との ダブル カウント 上限)		(うち 教授 数) ※以上	(うち 実務家 教員 数) ※以上	(うち みなし 専任教 員数) ※以下	(うち 学士課 程との ダブル カウント 上限)	
教育実践研究科	教職実践専攻	40	13	7	6	4	10	18	9	9	3	6	
合 計		40	13	7	6	4	10	18	9	9	3	10	

※算出根拠:「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)等